

IX. 聴覚障害児への公的助成等

1. 身体障害者手帳

a) 内容

身体障害者手帳は、身体に障害がある方が、様々なサービスを利用するために必要な手帳です。手帳は、障害の程度によって1級から6級までに区分されます（聴覚障害のみの場合は、2級・3級・4級・6級のみ）。また交付を受けたあと、障害の程度区分が変化した場合には、再交付の申請を行います。

b) 対象内容

視覚・聴覚・平衡機能・音声機能・言語機能・そしゃく機能・肢体（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）・心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう又は直腸機能・小腸機能・免疫機能・肝臓

c) 手続きに必要なもの

- 身体障害者手帳交付等申請書
- 身体障害者診断書・意見書（指定医師が作成したものに限り）
- 写真（上半身・脱帽・正面写真・1年以内のもの・サイズ；縦4cm×横3cm）
- マイナンバー（一部の市町村のみ）

d) 窓口

市町村障害福祉担当課

（参考）身体障害福祉法による身体障害者程度等級表

級別	聴覚障害
2級	両耳の聴力レベルがそれぞれ100dB以上のもの（両耳全ろう）
3級	両耳の聴力レベルが90dB以上のもの
4級	1) 両耳の聴力レベルが80dB以上のもの 2) 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下にもの
6級	1) 両耳の聴力レベルが70dB以上のもの 2) 一側耳の聴力レベルが90dB以上、他側耳の聴力レベルが50dB以上のもの

IX. 聴覚障害児への公的助成等

2. 補装具費支給制度

a) 内容

身体上の障害を補完または代替する用具の購入・修理にかかる費用の一部が支給されます。

b) 対象者

身体障害者手帳の交付を受けたもの

c) 窓口

市町村障害福祉担当課

d) 費用

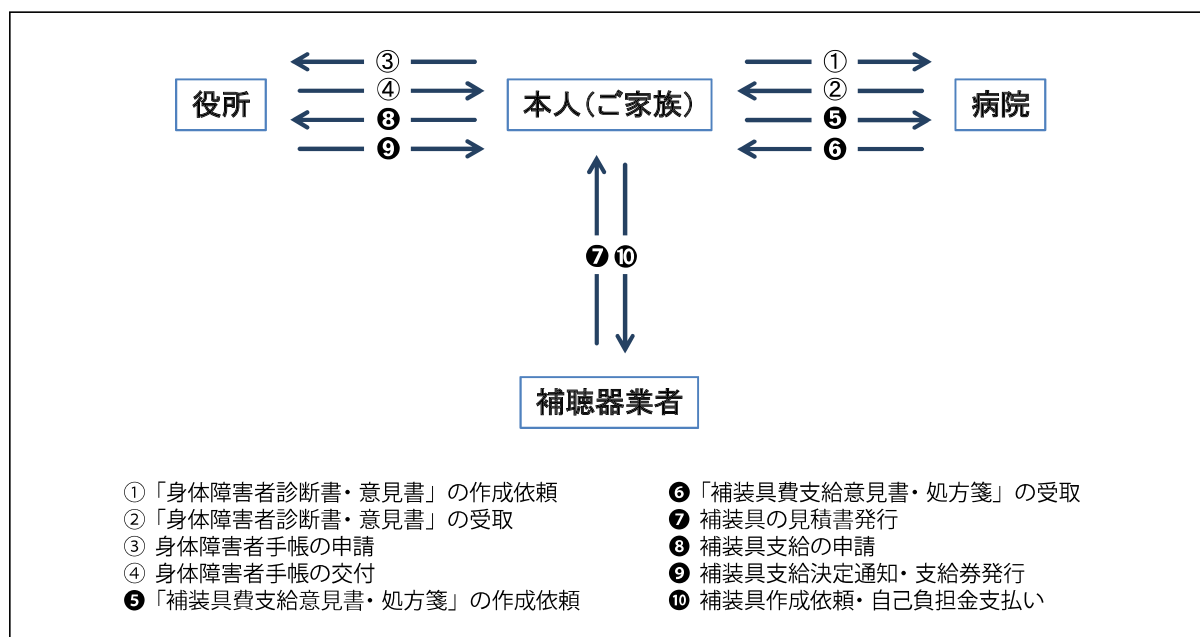
所得に応じて、費用の負担（原則1割）があります。

e) 種目（聴覚障害の場合）

補聴器：高度難聴用ポケット型、高度難聴用耳掛け型
重度難聴用ポケット型、重度難聴用耳掛け型
耳あな型（レディーメイド、オーダーメイド）
骨導式ポケット型、骨導式眼鏡型 など

f) 補装具支給の流れ（図23）

【図23：補装具支給の流れ（身体障害等級該当者）】



3. 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成制度

a) 内容

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器の購入・修理にかかる費用の一部が助成されます。

b) 実施主体

市町村

c) 負担

利用者1/3、市町村1/3、県1/3

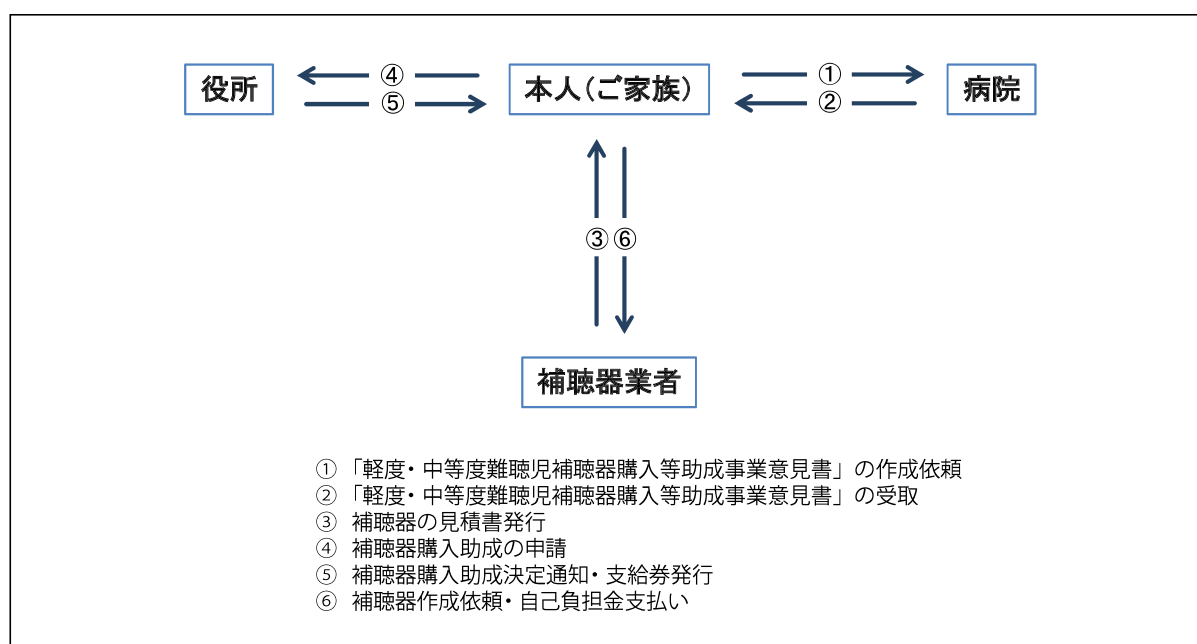
d) 対象者

両耳の聴力レベルが30dB以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児（世帯の所得に応じた制限あり）

e) 補聴器購入費助成の流れ（図24）

【図24：補聴器購入費助成の流れ（軽度・中度難聴児）】

※ 市町村によっては異なる場合があります



IX. 聴覚障害児への公的助成等

4. その他

制度の種類	内容	窓口
自立支援医療 (育成医療；18歳未満) (更生医療；18歳以上) ※ 指定されている 医療機関に限ります	心身の障害を除外・軽減するため医療について、 医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度 です。 自己負担等：医療費の1割程度 (保護者などの所得に応じた上限額あり)	市町村
重度心身障害者 医療費助成制度	重度の心身障害者に対し、健康保険適用後の医療費 の一部負担金の助成が行われます。 対象：身体障害者手帳1級、2級 療育手帳A1、A2 自己負担等：なし (受給資格者証の取得にあたっては、世帯の状況に より所得制限あり)	市町村
特別児童扶養手当 (所得制限あり)	20歳未満であって、障害等級が政令で定める1級又 は2級に該当する障害の状況にあるものに、福祉の 増進を図ることを目的とし、監護・養育者に支給さ れます 支給額：1級 53,700円 2級 35,760円 (令和5年4月1日現在)	市町村
障害児福祉手当 (所得制限あり)	20歳未満で重度の障害があるため、日常生活で常時 の在宅介護を必要とする児童に支給されます。 支給額：15,220円 (令和5年4月1日現在)	市町村